202 (1)

論	短期賃貸借保護制度の改正問題について記》			エコノミクス
		石	P	修
第 一 節	序 論			
第一項	頃 問題の所在			
第二項	頃 民法第三九五条に関する従来の議論			
第三項	項 小 括			
第二節	短期賃貸借保護制度の改正問題			
第一項	頃 改正への動向			
第二項	頃 担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案(平成一四年三月一九日	日)の紹介	71	
第三項	每 中間試案のまとめとこれに対する反応			
第四項	塩 各種「試案」の紹介と若干の検討			
第三節	中間試案に対する私見			
第四節	私 案			
第五節	結 語			

NII-Electronic Library Service

ある。 産編第 権 関係については、抵当権の実行まで自由であるという(民法第三六九条)、 後に登記されたものであっても、抵当権者に対抗することができる旨規定されており、 れ 促進しようとの考え方から、 きものであり、 との てい この 抵当権は、 民法第三九五条によると、 ところが、 第 る。 問題は、 調整という問題が発生するわけである。 第 一九条) 項 まず、 節 非占有担保権であり、抵当権設定後も設定者 現行民法の起草者である梅謙次郎博士は、 問題 抵当権設定登記に劣後する用益権は須く抵当権実行後は買受人のために消滅すべき運命にあるはずで 本来は対抗問題、 は抵当権者がこれを遵守しなければならない旨の規定 序 この規定の問題点について簡単に述べておく。 の 所在 論 ボアソナード草案第一二六二条に起因し、旧民法に規定されている短期賃貸借 同法第六〇二条に規定する管理行為的な短期の賃貸借について、 即ち、 登記その 他 |の対抗要件の具備如何によって決すべき問題として認識されるべ 抵当不動産であっても、 (所有者) が担保目的物たる不動産を占有し続け、 斯様な権利関係である。ここに抵当権と用 (同法債権担保編第二 これに用益権を設定してその利用を 短期賃貸借保護制度と称せら 四八条) これが抵当権設定登記 を殆ど文言の そ (旧民法財 の 利 修 益 用

(2) 201

200 (3) エコノミクス

正のみで踏襲し、民法第三九五条において、同法第六〇二条に列挙された管理行為としての短期賃貸借のみ、抵当権
設定登記後であっても、これを抵当権者に対抗することができるものとしなければ不都合であろうと解していた。
しかし、抵当権との関係において賃借権を過剰に保護すると、抵当不動産の担保効率が低減することがある。つま
り、抵当不動産の上に賃借権が存在することにより、たとえば、家賃が高額であり、しかも優良な賃借人ばかりで、
当該賃貸借の存在により、却って抵当不動産の価値を高める要因になれば何ら問題はないのであるが、反対に、悪質
な賃借人の存在により、賃貸借が抵当不動産の価値を低減する要因になると、抵当権者が自己の債権を回収する際に
障害となるわけである。
そして、実は、この後者のケースが既に第九回帝国議会の民法審議において、賃料の前払、あるいは、高額敷金な
どによる抵当権侵害のおそれという形で危惧されており、それが後に現実化し、この短期賃貸借保護制度が今日に至
るまで執行妨害に利用されてきたわけである。
斯様な危惧の下、第九回帝国議会の民法審議においては、実務家出身の中島又五郎委員と起草者梅謙次郎委員とが
喧々囂々の議論を展開したあげく、梅委員が折れた形となり、現行民法第三九五条に但書が入れられた次第である。
つまり、民法の起草当時から、この短期賃貸借の保護制度とその例外としての短期賃貸借契約の解除請求が本条の中
心に位置付けられてきたわけである。
その後、右の指摘は現実のものとなり、短期賃貸借保護制度は濫用事例が目立ち、そのため、数度にわたる民事執
行法の改正という形で立法上の手当てがなされてきたが、最近になって、急に民法第三九五条それ自体の廃止を前提
とした改正論議が本格化してきた。

本稿は、短期賃貸借保護制度の改正問題について、従来から今日までの問題点に関する議論と改正問題に関する議
論を簡単に整理し、私見ならびに「改正」私案を展開するものである。
第二項民法第三九五条に関する従来の議論
従来の議論の状況に関して、簡単に整理しておくと、概ね以下のようになる。
期間の定めなき賃貸借
この問題について、判例においては、宅地賃貸借(借地)については、旧借地法二条一項、三条(存続期間…堅固建
物六〇年、非堅固建物三〇年〔借地借家法三条…存続期間三〇年〕)が適用され、長期賃貸借とみなされている(最判昭四五
・六・一六判例時報六〇〇号八四頁)。後述するように、長期賃貸借には民法第三九五条は一切適用しないというのが従
来の判例法理であるから、右のように旧借地法ないし借地借家法が適用されると、期間の定めなき借地権は全て抵当
権者に対抗しえないということになる(大判明三六・六・一二民録九輯七一九頁など多数)。
しかし、学説においては、短期の期間だけの対抗力を認めるべしという考え方が多数である。
他方、建物賃貸借(借家)については、旧借家法一条ノ二(借地借家法二八条)が制定されるまでは、賃貸人(賃貸借
を引き受けるべき競落人〔買受人〕)はいつでも解約申し入れができたので、短期賃貸借に該当するものと解されていた
(大判大三・七・一三民録二〇輯六〇七頁)。

(4) 199

198	(5)	エコノミクス
-----	---	---	---	--------

解していたが(大判明三八・一〇・二五民録一一輯一四七六頁(ただ、短期賃貸借の対抗力は否定した))、その後、差押えの
この問題について、古い判例は、当時の通説の影響もあってか、競売申立記入登記には差押えの効力はないものと
三抵当権実行後の短期賃貸借の設定。更新
アCニ系の其間戸にまいてのみ短其賃貸信扱して伤話しようとしている(通訪)
いての、豆用重ぎ詰めいで展したのは、いかの、食は判例と同様長期賃貸借には一切短期賃貸借の保護を
判例法理を形成し(前掲大判明三六・六・一二以来例外なし)、今日に至っている。
ないという基本的視座に立脚して、民法第六〇二条の短期を超過した賃借権には同法第三九五条を適用しないという
この問題について、判例は、賃貸借は債権債務関係であり、その効力は当事者間にのみ発生し、第三者には発生し
二 長期賃貸借
学説は様々であったが、借地・借家ともに第三九五条の適用ありと解する考え方が一般的である。
七民集二二巻九号二〇七四頁)。
経過後は正当事由を緩和するという考え方を採っている(最判昭三九・六・一九民集一八巻五号七九五頁、同四三・九・二
比較的近時の判例は、短期賃貸借と判断した上で、民法第六〇二条の期間中は正当事由を厳格に解し、その期間の
期賃貸借であるとしても解約申し入れに正当事由を要するのかという議論となった。
しかし、同規定の制定以後は、解約事由に「正当な事由」が必要になったので、短期賃貸借であるのか、また、短

(6) **197**

効力があるものと解し、抵当権が実行され、差押登記をしたときは、不動産所有者は地上権その他の物権の設定登記
をなしえず、差押登記前に成立した賃貸借契約も、これを登記して競売後に存続させえないと判示している(大判大二
・一・二四民録一九輯一一頁〔競売申立記入登記後に設定登記された賃借権は抵当権者及び競落人に対抗しえず、また、民法第
三九五条の規定は、不動産所有者が競売申立てによって行為の制限を受ける場合には適用されないとした〕)。
また、競売申立記入(差押)登記後の法定更新は、抵当権者や競落人(買受人)には対抗しえないものと解されてい
る(最判昭三八・八・二七民集一七巻六号八七一頁、東京高判平五・九・二五金融商事判例九三四号九頁、最判平八・九・一三
民集五〇巻八号二三七四頁)。
更に、差押登記後の法定更新が抵当権者に対抗しえなくとも、事実上、抵当権者に損害を及ぼすときは、抵当権者
は、短期賃貸借契約の解除を請求しうるものと解されている(東京地判平五・四・二八金融商事判例九三四号一二頁〔前
掲東京高判平五・九・二五の原審〕、前掲最判平八・九・一三〔差押登記後の法定更新の事案〕)。
四 詐害的短期賃貸借の解除請求
(一)損害の意義・解除の要件
この問題について、最近の判例は、民法第三九五条但書による短期賃貸借契約解除請求訴訟の事実審口頭弁論終結
時において、抵当不動産の売却価額が短期賃貸借の存在により下落し、これに伴い抵当権者が被担保債権の弁済とし
て受ける配当等の額が減少するときは、当該短期賃貸借契約は抵当権者に損害を及ぼすものと解しており(最判平八・
九・一三民集五〇巻八号二三七四頁〔大審院時代の「当然損害説」を踏襲したもの〕)、また、右配当等の額が減少する場合

196 (7) エコノミクス

には、短期賃貸借契約の内容が通常よりも買受人に不利益であるか否かを問わず、原則として、これを解除すべきも
のとするのが民法第三九五条の趣旨であり、短期賃貸借契約の内容が賃料低廉、賃料前払、高額敷金等の事由により
通常よりも買受人に不利益なものである場合に限らないものと解している(前掲最判平八・九・一三)。
この点は、後掲最判平三・三・二二が最高裁において初めて明言し、近時の通説的見解にも見られる解除請求のた
めの「詐害性要件」を否定したものである。
(二)解除の効果
この問題について、判例は、大審院時代から賃貸借契約消滅説を採り(大判大四・一〇・六民録二一輯一五九六頁)、解
除判決の確定により、抵当権者(買受人)と短期賃借人との関係のみならず、解除された短期賃貸借の賃貸人と賃借人
との関係においても、賃貸借関係が終了することによって、賃借人の占有権原は消滅し、賃貸人は賃借人に対して、
目的不動産の明渡しを請求しうるものと解している(最判平六・三・二五判例時報一五〇一号一〇七頁)。
また、右の平成六年最高裁判決に対しては、抵当権者が占有者の存在を望まない所有者に働きかけて明渡請求をす
るという方法を濫用的短期賃貸借に対する対抗手段として採りうることが確認されたのだという評価もなされていた
(平成六年判決に対する金融商事判例九五二号四頁のコメント参照)。この点は、後述するように、抵当権者からの占有者に
対する明渡請求は一切認められないものと判示した平成三年最高裁判決による弊害を少しでも除去しようという判例
の動きがあったものと評価することができる。

(8) 195 短期賃貸借保護制度の改正問題について

五解除後の明渡請求
この問題については、近時の判例によると、短期賃貸借契約解除判決の確定を停止条件として行う、抵当権に基づ
く物権的請求権の行使としての所有者への明渡請求について、民法第三九五条但書は、解除判決により賃借人の占有
権原を抵当権者に対する関係のみならず、設定者に対する関係でも消滅させるものであるが、同条但書の趣旨は、右
にとどまり、抵当不動産の占有関係につき干渉する権原を有しない抵当権者に対し、賃借人らの占有を排除する権限
を付与するものではなく、抵当権者に対抗しえない賃貸借もしくは不法占有と同様の占有権原のないものとすること
に尽きるのであり、明渡請求は認められないものと解されていた(最判平三・三・二二民集四五巻三号二六八頁)。
また、所有者の有する物権的請求権の代位行使としての所有者への明渡請求についても、賃借人らの占有それ自体
が抵当不動産の担保価値を減少させるものでない以上、抵当権者が、これにより担保価値が減少するものとして自己
の被担保債権を保全するため、債務者たる所有者の有する所有権に基づく返還請求権を代位行使して明渡請求をする
ことは、その前提を欠き、是認しえないものと解されていた(前掲最判平三・三・二二)。
しかし、そのいずれも、平成一一年の大法廷判決(最大判平一一・一一・二四民集五三巻八号一八九九頁)によって変
更され、債権者代位権の行使による占有者に対する抵当権者自身への明渡請求のみならず、その傍論においては、抵
当権に基づく物権的請求権の行使としての占有者に対する抵当権者への明渡請求も認められるに至っている。

194 (9) エコノミクス

第三項小括
右にまとめてきたように、従来から短期賃貸借が判例法上に現れてきたのは、所謂「執行妨害事案」が多く、これ
が不良債権の形成に一役買っているという認識が学会の共通認識となっていたところ、次節において述べるように、
体物件の有効利用を阻んでいる根元的な
止を強く訴える学説も登場しており、政府の側も、この線に沿って検討しているようである。
しかし、後述するように、短期賃貸借保護制度を単純に廃止しただけで執行妨害がなくなり、競売市場における経
済効率の向上を招き、不良債権処理が加速するというわけではなく、執行妨害は短期賃貸借以外でも行われているの
であり、それほど単純なものではない。
そこで、以下においては、短期賃貸借保護制度の改正問題を契機として、この立法問題につき、考察していくこと
とする。
高り「第三節(中間式案に対する払見)は、准备が九州産業大学り意見として二〇〇二年五月に去券省民集局参集客室が、広島大学東千田校舎)における筆者の報告「短期賃貸借」に基づき、これを詳細に敷衍するものである。また、本註(1) 本稿は、日本土地法学会中国支部主催『シンポジウム・不動産担保法制』(二〇〇二〔平成一四〕年一二月七日。
しこうでまたしこうかには、日日す『ふ台』:11月』『「11月」でもある(但し、若干の手直しを加えてある)。大学当局を通じて提出した「担保・執行法制の見直しに関する要綱
註(2) 以上の立法経過については、内田貴一挺当権と利用権』(有斐閣、一九八三年)二一頁以下、廣中俊雄一第九囘帝國

たの

(二〇〇二 (平成一四)

年一二月二二日付朝日新聞朝刊)。

註 註 註 4 3 5 年。 省は、 決定し、法務省が二〇〇三年度の通常国会に改正法案を提出するとのことである。その内容は、本稿において問題とし 論を主張している。 おける効率の悪さによる金融秩序の不安定化の招来、これによる信用創造の収縮化などを理由として、過激に単純廃止 五頁以下、「第2章〔福井秀夫・久米良昭〕」二一頁以下が、第一に、民事執行法制の限界を説き、 巻一号一〇頁以下、同「抵当権の対抗力なき占有者排除効(二)」エコノミクス(九州産業大学)五巻三号(二〇〇一 三章)、生熊長幸『執行妨害と短期賃貸借』(有斐閣、二〇〇〇年) などを参照されたい。 議會の民法審議』 者不特定の場合における不動産明渡請求が認められるよう、 ている短期賃貸借制度の廃止、 おられるので、 排除効(一)」エコノミクス 通常国会に法案を提出する方針であり、 最近の新聞報道によると、 以下、「排除効(二)」と略称する)一頁以下ならびにこれら諸論攷に引用されているその他の文献を参照されたい 短期賃貸借保護制度に関する従来の問題点について、詳細は、 鈴木禄彌ほか編 法学新報一〇五巻一〇・一一号(一九九九年)二三一頁(二三八一二四二頁)、 刑 事 面でも強制執行妨害罪の処罰対象を広げ、 同書の第一章以下との間に齟齬を来しており、何か奇異な感を覚える一書である。 (有斐閣、 しかし、鈴木禄彌名誉教授は、 『競売の法と経済学』(信山社出版、二〇〇一年)のうち、特に「第1章 (九州産業大学)五巻一号(二〇〇〇年。以下、 九八六年)二五ー二九頁ならびに同書二〇八-二一一頁、 抵当権者同意型賃貸借の創設、 法制審議会担保・執行法制部会が二〇〇三(平成一五)年一月に民法改正要綱案を正式 民事・刑事双方の立場から占有屋対策が動き出すことになるとの報道であっ 同書の「序」一頁以下において単純廃止論に対して警鐘を鳴らして 法定刑を重くする方向で検討を進めており、 民事執行法の改正も行われるとのことである。 買受人による敷金返還義務の不承継であり、 の全体、 内田·前掲書二一頁以下 拙稿・前掲「排除効(一)」エコノミクス五 「排除効(一)」と略称する)一頁 拙稿「抵当権の対抗力なき占有者 拙稿 (第二章)、 「 判 研 〔阿部泰隆・上原由起夫〕」 第二に、 こちらも二〇〇三年 (最判平八・九・一 五七頁以下 更に、 また、 競売市場に (九頁 法務 占有 (第

(10) 193

192 (11) エコノミクス

第二節 短期賃貸借保護制度の改正問題
第一項改正への動向
まず、一九九九(平成一一)年二月二六日、経済戦略会議「日本経済再生への戦略(答申)」の「競売手続の円滑化・
迅速化」において、短期賃貸借の悪用事例が指摘された。
次いで、二〇〇〇(平成一二)年一二月一二日、行政改革推進本部規制改革委員会「規制改革についての見解」の
「不動産の流動化、不動産市場の構築」において、民法第三九五条の廃止を含む改正の指摘がなされた。
そして、二〇〇一(平成一三)年一二月一一日、総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第一次答申」の「六.
都市再生」において、借家制度の更なる改善(定期借家権の要件緩和)に続き、「競売の実効性確保(平成一四年度中に措
置〔法案提出〕)」の項があり、抵当権設定後の賃借権で事前に抵当権者が合意しないものは競売実施後の存続を一切認
めないなど、民法第三九五条の廃止を基本として検討すべきものとされた。
しかし、その一方で、同年六月一二日、「司法制度改革審議会意見書・二一世紀の日本を支える司法制度」において
は、短期賃貸借の濫用事例、占有者による執行妨害事例が指摘され、権利実現の実効性確保という観点から、民事執
った。(6)行制度の新たな改善策の導入が指摘されており、ここでは短期賃貸借保護制度自体への改正論議は指摘されていなか行制度の新たな改善策の導入が指摘されており、ここでは短期賃貸借保護制度自体への改正論議は指摘されていなか

要綱中間試案(以下、「中間試案」と略称する)及びその補足説明の内容は、次のとおりである。
法制審議会の担保・執行法制部会において検討され、本年三月一九日に出された担保・執行法制の見直しに関する
第二項 担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案(平成一四年三月一九日)の紹介
昆是~の文質を話して名くといってこれをつび話話で言語をお言わらし、いってい、 負担 ズル写い レンマンノ
引貢へつす意と構えたすべていってこれまでの義命を引き売き食すしていくという態度が必要ではないかと思う。
無に帰せしめてしまうということにもなりかねない。ここでは、問題点はどこにあるのかということを正確に把握し、
より、今日まで判例・裁判例、ならびに学説の尽力による立法措置等によって執行妨害対策が講じられてきたことを
したがって、短期賃貸借保護制度を単純に廃止しても、執行妨害はなくならないであろうし、むしろ、単純廃止に
しろ競売手続自体が金儲けの手段になっているというのが現状である。
持ちかけてきて、結局、市場価格よりも安い価格でこれに応じざるを得なくなったという話もある。斯様な形で、む
そうにないので実行を取り下げたところ、待ってましたとばかりに、地上げ屋のような人が任意売却に応じないかと
いつの間にか、その周りの土地が得体の知れない人たちに買い占められており、結局、競売手続では誰も買ってくれ
しかし、執行妨害は何も短期賃貸借ばかりではなく、たとえば、抵当権の実行による競売手続を申し立てたところ、
いる。 (~) 一八日付日経新聞)、 これは、 制度の濫用や執行奴害を排除するという経済界カらの強い要望カあい たためと解されて
政府は、平成一二年の夏頃から短期賃貸借制度の見直しを本格的に検討し始めたとのことであるが(二〇〇〇年八月

(12) 191

190 (13) エコノミクス

り、抵当権者(買受人)に対抗することができるものとする。(2) 抵当権に後れる賃貸借は、抵当権の実行による抵当不動産の売却後、一定の期間(例えば、残期〔六月〕)以内に限〔日134〕
--

NII-Electronic Library Service

付与しようとしている。この場合には、

包括的同意か個別的同意かが問題となるとしている。

例外として、

抵当権者の同意を得た賃貸借にのみ対抗力を

A案では、現行のような短期賃貸借の対抗力を認めず、

	短期賃	貸借保	護制度の改	(正問	周題は	こつ	いて	(14
対抗することができるものとするかどうか等については、なお検討する。	(注2)抵当権に後れる賃貸借といえども、その設定につき、抵当権者の同意を得ることにより、抵当権者(買受人)に態をふまえつつ、なお検討する。	(注1)農地・山林について、抵当権に後れる賃貸借を一定の範囲で保護することとするかどうかについては、利用の実抵当権に後れる賃貸借は、その期間の長短を問わず、抵当権者(買受人)に対抗することができないものとする。	(二) 土 地	保護の有無、程度等について、その区分に応じた取扱いをすべきであるとの意見もある。	(後注3)何らかの指標によって建物が賃貸用物件であるか否かを区分した上、当該建物に係る抵当権に後れる賃貸借の	ることにより、抵当権者(買受人)に対抗することができるものとするかどうか等については、なお検討する。	(後注2)(B一案)及び(B二案)において、抵当権に後れる賃貸借といえども、その設定につき、抵当権者の同意を得	えば、賃料(二月)分相当額の範囲に限り承継するかどうかにつき検討する。	(後注1)(B一案)及び(B二案)において、買受人が敷金返還義務を承継することを否認または制限するかどうか、例

(注1)農地・山林について、抵当権に後れる賃貸借を一定の範囲で保護するこ抵当権に後れる賃貸借は、その期間の長短を問わず、抵当権者(買受人)に対抗(二) 土 地

188 (15) エコノミクス

濫用的賃貸借の解除請求については、賃借権の保護を標榜するB案と矛盾するとの意見もあるが、解除を執行手続
猶予期間を定めるものであるという。
B二案では、すべての賃借権について、競売後一定の期間内における対抗力を認めており、ある種、明渡しまでの
B一案では、特に定期借家など、期間を定めた賃借権を保護の対象とする旨が提案されているとのことである。
る濫用的賃貸借の排除の結果、その実体法上の効果が必ずしも明確ではないという指摘があるという。
ないとの反対論があるとのことである。更に、濫用が深刻ではなくなりつつあるという意見に対しては、民執法によ
定されて賃借権が仮登記担保権の実行によって消滅する場合があり、抵当権の場合にのみ短期の保護を与える必要は
た、賃借権が即座に覆滅されるのは、差押後に設定された賃借権が競売によって覆滅する場合や、担保仮登記後に設
しかし、これに対し、意味のある程度までの抵当建物の有効利用は短期の保護だけで確保しうるものではなく、ま
持を主張する学説があることなどが説明され、大幅な見直しが提案されたとのことである。
られ、また、平成八年と一〇年の民事執行法の改正により、濫用が深刻ではなくなってきていることから、制度の維
り賃借権が直ちに覆滅される可能性があることを掲げ、これでは抵当不動産の効率的な利用が妨げられることが挙げ
次に、B案では、A案による弊害、たとえば、定期借家人でさえ途中で立ち退かざるをえなくなること、競売によ
この場合に生ずる問題点については別途考察するという。
また、借家権のように、引渡しを対抗要件とすることにより、同意を公示しないという方法も考えられるという。
記をしていない貸しビルの場合には、特定の区画に関する個々の賃借権を登記しえないという難点があるという。
まず、同意を公示すべきかとの問題が提起され、ただ、公示すべきものとした場合、たとえば、区分所有建物の登

J

(16) 187

短期賃貸借保護制度の改正問題について

に任せることは、執行手続上の効果が実体法上明確ではないことから、解除は実体法上の観点から検討されるべきも
のとしている。
また、濫用型とそれ以外とを区別し、保護に係る取扱いを異にすべきという意見もあるが、その区分に係る明確な
規定を設けることが困難との指摘があるという。
更に、買受人による敷金承継義務の問題については、濫用対策として、これを制限することが考えられるが、競売
による所有権移転の場合に限り、斯様な制限を設けることが法制的に可能かどうかという問題が指摘されている。ま
た、同様に、濫用対策として、その承継金額の上限を定めることが考えられるが、他面、賃料前払を抵当権者や買受
人に対抗しえないものとし、賃料が高額であるとの主張を防ぐ必要があると指摘されているという。
更にまた、賃借人保護という観点から、敷金返還請求権の保護が指摘され、敷金承継の有無・程度につき、その明
確化を図るべきとの指摘があるという。
最後に、賃貸用物件とそれ以外との間において取扱いを異にすべきであるという意見があるが、これに対しては、
いずれであるかの区分やその公示が技術的に困難であるとの指摘があるという。
(1) 土地

土地の短期賃貸借保護制度の廃止については、部会でもほぼ異論がなかったとのことである。

NII-Electronic Library Service

186 (17) エコノミクス

第三項 中間試案のまとめとこれに対する反応
右に掲げてきた中間試案を簡単にまとめると、まずA案は、短期賃貸借保護制度の単純廃止であり、ただ、競売に
よる売却後二ヶ月といった一定期間の占有継続を認めるか否かを検討し、また、抵当権者の同意を得ることによる抵
当権者・買受人への対抗力を認めるか否かも検討することとしている。
次に、B一案は、期間の定めある賃貸借に限りその期間内の対抗力を認めることとし、ただ、その期間については
引き続き検討することとし、期間経過後は引渡命令(民執法八三条)の対象とすることとし、また、抵当権者に損害を
及ぼす場合には賃貸借の解除請求を可能としている。
更に、B二案は、買受人が賃貸借を全て引き受けることとし、買受け後一定の猶予期間を経過することによって明
け渡させるという内容であり、解除請求と引渡命令についてはB一案と同じである。更にまた、B案共通検討事項と
して、買受人の敷金承継、抵当権者の同意による対抗力付与の問題があり、また、建物が賃貸用物件であるか否かを
区分し、これによって保護の有無・程度につき、区分に応じた取扱いをすべき旨の意見が付されている。
この中間試案に関しては、各方面から、様々な意見が出されている。その中では、執行実務に携わる裁判所のうち
三八庁、経団連、各種業界団体、全銀協等金融関連団体など、実務界・経済界の多くはA案に賛成しているようであ
るが、研究者にはA案に反対するものが多く見られ、何らかの留保付きではあるが、B二案に賛意を示すものが多い
ように思われる。
まず、生熊長幸教授は、A案は単純廃止論であり、執行妨害の排除には役に立たず、B一案は賃借人の地位の弱体

(18) 1	85
--------	----

184 (19)	エコノミクス
----------	--------

NII-Electronic Library Service

短期賃貸借保護制度の改正問題について

まず、内田貴教授を始めとする研究グループである担保法改正委員会の試案は次のとおりである。
第三九五条(短期賃貸借)
① 期間が三年を超えない建物賃貸借は、抵当権設定後にされたものであっても、建物の引渡しがありかつ当該建物にとっ
て通常の用法による利用がなされているときは、抵当権者に対抗することができる。ただし、当期及び次期に関するもの
のほか賃料の前払い又は賃料債権の処分をもって抵当権者及び買受人に対抗することができない。賃料の二月分を超える
敷金の支払いについてもまた同じである。
② 不動産競売の開始決定がされた後に賃貸借の期間が満了する場合において、開始決定を受けた抵当権者が賃貸借の終了
を請求したときは、更新は有効に拒絶されたものとみなす。
③ 前項の終了請求は、期間満了の一月前までに賃借人に対して通知することによって行わなければならない。ただし、開
始決定後期間満了まで一月に満たないときは、開始決定後直ちになされた通知は前記通知の要件を満たすものとみなす。
④ 買受人が引き受けた賃貸借につき、買受け後に期間が満了したときは、最初の更新の拒絶については借地借家法第二八
条を適用しない。買受けの時から期間満了まで六月に満たないときは、更新拒絶の通知は、買受け後直ちに行うことによ
って、同法第二六条第一項の要件を満たす通知とみなす。
民執法第一八四条の二(短期賃貸借の終了請求)
を賃借人に通知し、その旨を裁判所に届け出たときは、賃貸借の期間満了の一月前に賃借人に当該請求の通知があったも① 差押債権者である抵当権者が競売開始決定から一月内に、民法第三九五条第二項に基づく賃貸借の終了の請求をする旨
のとみなす。
② 前項に規定する通知及び届出がされないときは、その後にした終了の請求はその効力を生じない。
民執規則第一七三条の三(短期賃貸借の終了請求の届出)
差押債権者である抵当権者が民法第三九五条第二項に基づく賃貸借の終了の請求をしたときは、その旨を裁判所に届け出

(20) 183

182 (21) エコノミクス

なければならない。
(二)検 討
まず、この試案の第一項は、基本的に中間試案のB一案に立脚しており、現行法を改正するという方向性が伺われ
る。その上で、買受人に対する詐害行為を防止するため、賃料前払や賃料債権の譲渡・質入れなどを制限し、敷金額
の上限をも規定している。
次に、第二項は、抵当権者による賃貸借契約の終了請求権を規定し、第三項は、その終了請求の方法を規定してい
る。また、賃貸借の終了方法については、代金納付の効果として、現行民事執行法一八四条の次に追加規定を置いて
いる。この終了請求権については、抵当権者が設定者(所有者)の管理権限に踏み込むことになるが、従来の判例法理
において既に競売開始決定による差押えの効力発生後における短期賃貸借の設定・更新を否定しており(前掲最判平
八・九・一三)、また、平成一一年一一月二四日の最高裁大法廷判決が、場合によっては、抵当権者が設定者(所有者)
の占有関係にまで踏み込むことを認める旨判示しているので、何ら問題はないであろう。ただ、これらの判例法理を
踏まえた割には、賃借人側に有利な制度となっている。その理由は、賃貸用建物の場合を考慮し、この場合には、賃
(i) 借権が存続しているほうが買受人にとって有利であり、今後は、これが不動産価額を高める要因として評価される可
能性も小さくないからということである。
次に、第四項は、買受け後の更新拒絶を規定している。この規定の特徴は、借地借家法二八条の適用を除外するこ
とにより、更新拒絶に「正当事由」を要しないということになるという点にある。これは、買受人に賃貸借を存続さ

NII-Electronic Library Service

 (2)ただし、抵当権設定後に設定された(1)掲記の建物賃貸借については、以下のように取り扱う。 (一)紹介 (一)紹介 (1)建物の通常の使用を目的とする建物賃借権(正常型建物賃借権)で、賃借人が建物の引渡しを受けたものは、抵当権設定前に設定されたものであれ、抵当権設定後に設定されたものであれ、建物の競売がなされたときは、買受人に引き受けたものは、抵当権設定 (1)経物の通常の使用を目的とする建物賃借権(正常型建物賃借権)で、賃借人が建物の引渡しを受けたものは、抵当権設定 (1)経費 (1)経費 (1)経費 (1)経費 (1)経費 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (2) (2) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (1) (1) 	それかかっかっ。 その一般的効力の問題であるから、抵当権という局面においても、その一内容として取り扱ったものであり、何ら問 であった、正常型賃貸借に配慮しつつ、買受人の意思を尊重するという点において合理性があり、また、妥当性も高い。た た、正常型賃貸借に配慮しつつ、買受人の意思を尊重するという点において合理性があり、また、妥当性も高い。た た、正常型賃貸借に配慮しつつ、買受人の意思を尊重するという点において合理性があり、また、妥当性も高い。た た、正常型賃貸借に配慮しつつ、買受人の意思を尊重するという点において合理性があり、また、妥当性も高い。た た、正常型賃貸借に配慮しつつ、買受人の意思を尊重するという点において合理性があり、また、妥当性も高い。た たの一般的効力の問題であるから、抵当権という局面においても、その一内容として取り扱ったものであり、何ら問
--	---

(22) 181

買受人に引き受けられるという点において、基本的に中間試案のB二案に立脚しているもののようではあるが、明渡	(二) 検 討	(5)抵当権設定登記に後れて設定された土地賃貸借は、土地の競売により消滅するものとする。	敷金とみなす。礼金とは、賃借人の債務不履行いかんを問わず、賃貸借終了時に賃借人に返還されないものをいう。としてなされたものとみなすものとする。賃借人の債務不履行の担保として授受される金銭は、名目のいかんを問わず、	てはならないものとし、月額賃料の一〇ヶ月分を超える額の金銭の支払いがなされたときは、その金銭は、賃料の前払い		たときは、その金銭は賃料の前払いとしてなされたものとみなすものとする。また、居主用部分を含まなハま勿賃貸昔こは 「敷金及び礼金はそれぞれ月額賃料の11ヶ月分を超えてはならないものとし、これを超える額の金銭の支払いがなされ	(4)借地借家法を改正し、賃貸借契約締結にあたり授受される敷金及び礼金の額は、居住用部分を含む建物賃貸借について	(3)建物買受人が引き受けるべき賃貸借の内容は、執行裁判所が物件明細書に記載するものとする。	し、執行裁判所が当該建物の存在する地域の実情に合ったものとすることができるものとする。	④ 建物賃貸借の期間は、原則的には従前の賃貸借契約で定められた期間とするが、当該賃貸建物の種類、用途等を勘案	③ 賃料の前払いは、一ヶ月分の限度で買受人に対抗しうるものとする。	② 譲渡転貸可能の特約は、建物買受人には対抗しえないものとする。	いては、建物買受人は、その返還義務を承継しない。	証金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有せず、賃借人への貸金とみるべき部分につ	用部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金返還義務を承継するものとする。敷金・保	なされたものとする。 「ケ月分を超えてはならすいものとする。 したったり授受される敷金及び礼金の領は、居住用部分を含む建物賃貸借については、月額賃料の二ヶ月分の限度で敷金返還義務を承継するものとする。 「ク容は、執行裁判所が物件明細書に記載するものとする。 「ケ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼金の宿は、居住用部分を含む建物賃貸借 にあたり授受される敷金及び礼金の額は、居住用部分を含む建物賃貸借 にあたり授受される敷金及び礼金の額は、居住用部分を含む建物賃貸借 にあたり授受される敷金及び礼金の額は、居住用部分を含む建物賃貸借 にあたり授受される敷金及び礼金の額は、居住用部分を含む建物賃貸借 にあたり授受される敷金及び礼金の額は、居住用部分を含む建物賃貸借 にあたり授受される敷金及び礼金のをし、これを超える額の金銭の支払い 「ヶ月分を超えてはならす。」 「「ヶ月分を超えてはならないものとする。 「「 「 」」」」」 「 」」」」 「 」」」」 「 」」」 」」」 」」
		検		土地の競売により消滅すを問わず、賃貸借終了時務不履行の担保として授	(二) 検 討 (二) 検 討	(二)検 討	 (二)検 (二)検 (二)検 (二)検 (二)検 (二)検 (二)検 	 (4) 借地借家法を改正し、賃貸借契約締結にあたり授受される敷金及び礼金の額は、居住用部分を含む建物賃貸借について (二) 検 討 (二) 検 討 	 (3) 建物買受人が引き受けるべき賃貸借の内容は、執行裁判所が物件明細書に記載するものとする。 (二)検 討 	 (1)検 討 (1)検 討 (1)検 討 	○ 検 討 ○ 検 討 ○ 検 討	 一検 討 (検 討 (検 討 	○検 討 ○検 討 ○検 討 ○検 討 ○ 検 討	○ 検 討 ○ 検 討 ○ 検 討 ○ 検 討	 ○ 検 討 ○ 検 討 ○ 検 討 	
この試案は、短期・長期の区別なく、また、賃貸借契約の締結時期がこの試案は、短期・長期の区別なく、また、賃貸借契約の締結時期がこの試案は、短期・長期の区別なく、また、賃貸借契約の締結時期がこの試案は、短期・長期の区別なく、また、賃貸借契約の締結時期が2011年間に後れて設定された土地賃貸借は、土地の競売により消滅すせならないものとし、月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金及び礼金はそれぞれ月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金及び礼金はそれぞれ月額賃料の一〇ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金及び礼金はそれぞれ月額賃料の一〇ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金人に対抗しうるものとする。 (11) たては、礼金の額は月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼にならないものとし、月額賃料の一〇ヶ月分を超えてはならず、してある。 (11) たては、礼金の額は月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼にならないものとし、賃貸借契約部には、前期で定されたものとみなすものとする。 (11) たては、礼金の額は月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼でならないものとし、月額賃料の一〇ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼です。 (11) たてなされたものとみなすものとする。 (11) たた、賃貸借契約の第4000000000000000000000000000000000000	「お子」の「「お子」の「「お子」の「「お」の「「「お」の「「「」」の「「「」」の「「「」」の「「」」の	金とみなす。礼金とは、賃借人の債務不履行いかんを問わず、賃貸借終了時 譲渡転貸可能の特約は、建物買受人には対抗しえないものとする。 賃料の前払いは、一ヶ月分の限度で買受人には対抗しえないものとする。 賃料の前払いは、一ヶ月分の限度で買受人には対抗しえないものとする。 してなされたものとみなすものとする。賃借人の債務不履行の担保として授 してなされたものとし、月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼 いては、礼金の額は月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼 してなされたものとし、月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼 にならないものとし、月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼 にならないものとし、月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼 してなされたものとみなすものとする。賃借人の債務不履行の担保としての意味を有 証金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保として授 してなされたものとみなすものとする。	この、して、「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	いては、礼金の額は月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼いては、礼金の額は月額賃料の二ヶ月分を超えてはならず、かつ、敷金と礼いては、建物買受人は、その返還義務を承継しない。 譲渡転貸可能の特約は、建物買受人には対抗しえないものとする。 は、執行裁判所が当該建物の存在する地域の実情に合ったものとする。 し、執行裁判所が当該建物の存在する地域の実情に合ったものとする。 し、執行裁判所が当該建物の存在する地域の実情に合ったものとする。 正金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有 証金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有 副部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金	ときは、その金銭は賃料の前払いとしてなされたものとみなすものとする。 、敷金及び礼金はそれぞれ月額賃料の二ヶ月分を超えてはならないものとし、 、敷金及び礼金はそれぞれ月額賃料の二ヶ月分を超えてはならないものとし 健物賃貸借の期間は、原則的には従前の賃貸借契約で定められた期間とす 建物賃受付の期間は、原則的には従前の賃貸借契約で定められた期間とす 建物質受人が引き受けるべき賃貸借の内容は、執行裁判所が当該建物の存在する地域の実情に合ったものとする。 すれては、建物買受人には対抗しうるものとする。 能の前払いは、一ヶ月分の限度で買受人には対抗しうるものとすることが し、執行裁判所が当該建物の存在する地域の実情に合ったものとする。 では、建物買受人は、その返還義務を承継しない。 のとする。 前部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金	、ていた、「いい」」で、「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	建物買受人が引き受けるべき賃貸借の内容は、執行裁判所が物件明細書に記し、執行裁判所が当該建物の存在する地域の実情に合ったものとすることがし、執行裁判所が当該建物の存在する地域の実情に合ったものとする。 譲渡転貸可能の特約は、建物買受人には対抗しえないものとする。 ご金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有 用部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金	し、執行裁判所が当該建物の存在する地域の実情に合ったものとすることが建物賃貸借の期間は、原則的には従前の賃貸借契約で定められた期間とす譲渡転貸可能の特約は、建物買受人には対抗しえないものとする。証金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有用部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金	建物賃貸借の期間は、原則的には従前の賃貸借契約で定められた期間とす 譲渡転貸可能の特約は、建物買受人には対抗しうるものとする。 いては、建物買受人は、その返還義務を承継しない。 証金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有用部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金	賃料の前払いは、一ヶ月分の限度で買受人に対抗しうるものとする。譲渡転貸可能の特約は、建物買受人には対抗しえないものとする。いては、建物買受人は、その返還義務を承継しない。証金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有用部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金	譲渡転貸可能の特約は、建物買受人には対抗しえないものとする。いては、建物買受人は、その返還義務を承継しない。証金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有用部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金	いては、建物買受人は、その返還義務を承継しない。証金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有せず、賃借人への貸金とみるべき部分につ用部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金返還義務を承継するものとする。敷金・保	証金等の名目いかんを問わず、賃借人の債務不履行の担保としての意味を有せず、賃借人への貸金とみるべき部分につ用部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金返還義務を承継するものとする。敷金・保	用部分を含まない建物賃貸借については、月額賃料の五ヶ月分の限度で敷金返還義務を承継するものとする。敷金・保		建物買受人は、居住用部分を含む建物賃貸借については、月額賃料の二ヶ

180 (23) エコノミクス

短期賃貸借保護制度の改正問題について (24) 179

猶予期間を設けず、引き受け後の関係は借地借家法に依拠するという点において、B二案とは異なる。
生熊教授は、抵当権設定登記後の賃貸借について一定の制限を設け、買受人との利害調整を図っている。
まず、敷金について、居住用部分を含む建物賃貸借とそれ以外との間において差異を設け、前者は月額賃料の二ヶ
月分、後者はその五ヶ月分の範囲で買受人が引き受けるべきものとしている。この範囲は概ね首都圏における慣行に
よるものと思われるが、敷金の設定については全国で区々であるから、この点において果たして一律化することがで
きるのかという難点がある。もっとも、生熊教授ご自身もこの点を十分承知しており、それでも従前から行われてき
た高額敷金による建物賃借権の濫用事例を排除するため、敢えて、敷金の範囲につき全国一律化を主張し、そのため
に借地借家法を改正し、同法に敷金・礼金額の制限規定を盛り込むべき旨を主張しているのである。(m)
次に、これも従来からの濫用事例の中心であった賃料前払特約、賃借権の譲渡転貸特約につき制限を設けるべき旨
を規定している。前者については一ヶ月分のみの対抗力を認め、後者については対抗力を否定している。賃料前払は
存続期間中全額事例による詐害行為が頻繁であったが、当月分の賃料前払については、一般によく行われており、こ
の点は詐害性が問題にならないので、特に問題はないであろう。譲渡転貸特約の対抗力否定については、予め濫用の
芽を摘んでおくといった趣旨であろう。
以上、生熊試案を概観したが、この案は、従来から買受人にとって障害となっていた賃貸借契約中の詐害的な特約
をなるべく予め排除しようとの考え方から構成されており、妥当性を有する。ただ、従来の民法第三九五条を廃止す
るという方向性があり、その上での代替案としては、正常型賃貸借の保護というよりも、買受人の保護といったほう
が適した案となってしまっているという点において、従来の生熊教授の主張よりも一歩後退しているように思われる。

178 (25) エコノミクス

依	ħ	第	14	第 二			第一	【 別	々	第 四	+>	第 三	第二	任	440	第	本	山		=
係)。	ればた	<u>т</u>	は、		いもの	て、		【 別 案】	釆の担		* 17			貝がて	初が可		【本案】	町日五	(一) 紹	Щ
	らな	当権	の旨	物の	シとす	抵当	当権		処定を	て物の	のと	足物の	期間の	相当	ゴ き 渡	間を		早夫数	和介	山野目試案
	いも	者の	を申	賃借	る ()	権者	者の		適用	競売	する	差押	定め	に低	ざれ	三年		教授の	Л	政 案20
	ればならないものとする。	承諾も	請書	権の乳	民法三	の承諾	承諾な		しない	におい	(民声	えは、	がない	額です	たもの	以下		試案		
	りる。	と得て	に記載	設定の	二九五	 かを得	と得て		いもの	いて冒	争執行	第一	い建物	のるな	のであ	とする		小は次		
	その	した	しない	登記	いものとする(民法三九五条関係)。	ない	した		とす	受人	法四	に掲	の賃	どに	シって	建物		のと		
	頁借 権	建物の	けれげ	を申請	係)。	でした	建物の		る。同	となっ	六条間	げる賃	賃借は	より妊	€ ~	の賃貸		おりで		
	催に関	の賃借	はなら	明する		に契約	の賃貸		回人が	った者	ないものとする(民事執行法四六条関係)。	貝貸借	は、第	山当権	これを	員借で		山野目章夫教授の試案は次のとおりである。		
	する亦	権の乳	ない	建物の賃借権の設定の登記を申請する場合において、		条件の	借は、		する笠	が第		につ	 ک	者に日	もって	賃借		^о		
	変更の	設定の	ものと	におい		の変更	これ		- 第二の	一の建		いて借	回様と	損害を	て抵当	人 が 建				
	登記	登記	こする			んして	をも		;建物	物賃		地借	こする	と及ぼ	権者	に物を				
	その賃借権に関する変更の登記を申請する場合も、	第三 抵当権者の承諾を得てした建物の賃借権の設定の登記を申請する場合には、	その旨を申請書に記載しなければならないものとする(不動産登記法一三二	その賃借権の設定が抵		いて、抵当権者の承諾を得ないでした契約条件の変更は、建物の競売において買	抵当権者の承諾を得てした建物の賃貸借は、これをもって抵当権者に対抗す		条の規定を適用しないものとする。同人がする第二の建物賃貸借の解約の申し入	建物の競売において買受人となった者が第一の建物賃貸借についてする借地借家法二六条一項の通知には、同法二八		建物の差押えは、第一に掲げる賃貸借について借地借家法二六条一項により	の定めがない建物の賃貸借は、第一と同様とする(民法三九五条関係)。	賃が不相当に低額であるなどにより抵当権者に損害を及ぼすときは、この限りで	物が引き渡されたものであっても、これをもって抵当権者に対抗することができ	第一期間を三年以下とする建物の賃貸借で賃借人が建物を使用しているものは、				
	「する	いする	n 産 登	合権		う競売	当権		の解	でつい		一六条	<u> </u> 三九	らは、	ルする	してい				
	場合も	場合に	記法一	の設定		におい	者に対		約の由	てすっ		一項	五条盟	この四	ことぶ	るもの				
	v 同	には、		止が抵		いて冒	刈抗す		甲し入	る借地		により	渕係)。	限りで	かでき	のは、				
	様と	申請	条一丁	当権		(受人)	るこ		れも、	借家		した	0	ない	こるも	抵当:				
	する	青に折	条一項関係)。	者の承		となっ	とがで		同样	法二六		ものと		ものと	のとし	権設定				
	(不動	当権	°(「諾を		· た 者	てきる		体とす	条一		こみな		こする	てた	登記				
	産登記	者の承		得てし		に対応	ものと		る (目	項の通		されて		(民 法	だし、	後に登				
	記法一	承諾書		したも		九する	L,		回法二	週知に		る更新		法 三九	るものとし、ただし、その賃貸借が、	包記さ				
		を添け		ので		こと	この		八条	は、		の効		五条)賃貸	n				
	様とする(不動産登記法一三二条二項関	申請書に抵当権者の承諾書を添付しなけ		当権者の承諾を得てしたものであるとき		受人となった者に対抗することができな	ることができるものとし、この場合にお		れも、同様とする(同法二八条関係)。	同法二		したものとみなされる更新の効力を妨げ		ないものとする (民法三九五条関係)。		抵当権設定登記後に登記され、または建				
	貿	け		こき		こな	お		0	元		がげ		0	借	は建				

のである。この案は、

定めのない

建物賃貸借のうち、

賃借人が建物を使用しているもので、

かつ、

抵当権者に損害を及ぼすものでない

もの

については、

引き受け後の賃貸借の更新については借地借家法二八条の適用を排除し、

短期の定めがある賃貸借と期間の定めなき賃貸借は基本的に買受人が引き受けるべきものとし

抵当権者に対抗することができるものとして、

原則として、

買受人が引き受けるべきものとする一方で、

更新拒絶につき正当事由を不要と解するも

第 五 第 四 Щ 第七 第六 (1)野日 る手続については、 係)。 借人で建物を使用している者が請求をしたときは、 が のとみなすものとする。この場合において、建物の借賃は裁判所が定めるものとし、また、 を失う賃貸借の残存期間の範囲内で」とあるのは、 とし、ただし、 の 賃借人で建物を使用している者が請求をしたときは、その賃借人と買受人との間でその建物につき賃貸借がなされ ないこととする旨を定め、 記載しなければならないものとする 第四及び第五の場合において賃借人が請求をするべき時期ならびに執行裁判所が建物の借賃及び賃貸借の期間 抵当権者の承諾を得ないでした建物の賃貸借で期間の定めがないものが売却により効力を失う場合におい :教授の試案は大きく二つに分かれており、まず、 執行裁判所は、 検 抵当権者の同意を得ないでした建物の賃貸借で期間を三年以下とするものが売却により効力を失う場合にお 討 裁判所が定める期間は六月を下ることができないものとする。 別途検討するところに基づき、 売却により効力を失う賃貸借の賃借人の請求によりしたものとみなされる賃貸借の概要を物件 または定めないで、 (民事執行法六二条関係)。 売却により効力を失う賃貸借の残存期間の範囲内で裁判所が定めるもの 民事執行法において所要の規定を整備する。 「三年を超えない範囲で」と読み替えるものとする 第四と同様とし、この場合において、 本案は、 抵当権設定登記に後れる期間三年以下及び期間 第四において「売却により効力 賃貸借の期間は、 (民法三九五条関 契約の Ţ 67 その を定 T, 朔 ~細書 更新 たも 賃 そ \mathcal{O} め

176 (27)	エコノミクス
----------	--------

ているという点において中間試案のB二案に類似するものではあるが、期間の定めある場合は短期三年以下に限定し
ているという点において、B二案とは異なる。基本的には生熊試案との距離のほうがより接近している。
山野目本案の特徴は、前述した判例法理とは異なり、建物の差押えがあっても、借地借家法二六条の法定更新を妨
げないものと解しているという点にある。その理由は、法定更新を認めても、更新後は期間の定めなき賃貸借となり、
買受人が賃貸人となっても、いつでも解約申し入れができる反面、賃借人にも解約申し入れから六ヶ月の猶予期間が
与えられることとなり(借地借家法二七条一項)、また、買受人に対する敷金返還請求権行使の機会を確保することがで
きるからであるという。そうすると、この意味において、山野目試案はB二案に極めて接近するということになる。
次に、山野目別案は、抵当権者の承諾を得た建物賃貸借につき、登記制度を利用した上で対抗力を付与するという
考え方である。
この別案の特徴は、抵当権者の承諾を受ければ、期間の長短を問わず、対抗力を付与されるという点にある。また、
抵当権者の承諾を受けない賃貸借は競売により効力を失う(「消滅」ではない点に注意〔筆者註〕)運命にあるとする一方
で、期間三年以下の賃貸借と期間の定めなき賃貸借につき、建物賃借人—使用者の請求を要件として、三年を限度と
し、その残存期間内における「法定賃貸借」の成立を認めているという点も大きな特徴である。
また、この別案においては、賃借権の設定登記申請に抵当権者の承諾書を添付させるという方法により、対抗力を
付与するというのであるが、これは賃借権の登記の中に「何番抵当権者承諾」と記載してもらうための賃借権設定登
記申請書の任意的記載事項であるものと解されている。この方法により、承諾した抵当権者に対する対抗力を付与す
るという考え方のように見えるが、これでは、抵当権者が数人存在する場合における処理には不向きであるから、抵

(28) 175

短期賃貸借保護制度の改正問題について

記のある建物をそうでない建物にする場合には、建	単独申請できるものとする。既に建物抵当権者が存もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する	松岡久和教授の試案(骨子案)は次のとおりである。	(一)紹介	四一松岡武案	統の迅速性という点において難があるものと思われる。		をさせるべきではないだろうか。これなくしては、十分な公示機能を果たすものとはいえないように囲	しかも、賃借権登記のみならず、	かし、別案の抵当権者の承諾を得た賃借権の登記については、前述したように、	をもつ試案であり、よく考えられているものと思われる。	以上、山野目案を概観したが、民法第三九五条を改正する方向における議論と、新たな制度の創設という二つの側	当権者全員の承諾書を取った上で、これを全て添付させて登記申請をさせるべきであろう。
	逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建ることを要するものとする	逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建ることを要するものとする。目的建物であるとの登記を単独申請できるものとする。既に建物抵当権者が存建物登記簿の表示の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する	逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建ることを要するものとする。目的建物であるとの登記を単独申請できるものとする。既に建物抵当権者が存建物登記簿の表示の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する阿久和教授の試案(骨子案)は次のとおりである。	のある建物をそうでない建物にする場合には、建独申請できるものとする。既に建物抵当権者が存しくは甲区に賃貸目的建物であることを明示するは次のとおりである。	(彼次のとおりである。既にする場合には、建いする建物をそうでない建物であることを明示するしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示するしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する	郏があるものと思われる。 輝があるものと思われる。	っとのことである(2) やにする場合には、建 を明示する	 ② 逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建物所有者が、抹消登記を単独また、法定賃貸借についても、競売手続の中で行われるとのことであるが、その内容を裁判所で定めてしては、十分な公示機能を果たすものとはいえないように用したことを要するものとする。 ③ 逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建物所有者が、抹消登記を単独の目の建物であるとの登記を単独申請できるものとする。 ③ 逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建物所有者が、抹消登記を単独市にとを要するものとする。 	 ② 逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建物所有者が、抹消登記を単独ければ余計に混乱を招くだけであり、しかも、賃借権登記のみならず、抵当権登記にも賃借権を承諾した ③ 逆に、賃貸目的建物の登記を単独申請できるものとする。既に建物抵当権者が存在する場合には、その全員の目的建物であるとの登記を単独申請できるものとする。 ③ 逆に、賃貸目的建物の登記を単独申請できるものとする。既に建物抵当権者が存在する場合には、その全員の目的建物であるとの登記を単独申請できるものとまる。 ④ 松岡試案 ③ 逆に、賃貸目的建物の登記を単独申請できるものとまる。 	 ② 逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建物所有者が、抹消登記を単独申請できるものとする。 ③ 逆に、賃貸目的建物の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する記載をする欄を設け、建物所有者が、賃貸 ① 建物登記簿の表示の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する記載をする欄を設け、建物所有者が、賃貸 ① 建物登記簿の表示の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する記載をする欄を設け、建物所有者が、賃貸 ① 建物登記簿の表示の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する記載をする欄を設け、建物所有者が、賃貸 ① 建物登記簿の表示の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する記載をする欄を設け、建物所有者が、賃貸 ① 建物登記簿の表示の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する記載をする欄を設け、建物所有者が、賃貸 	やっいては、前述したよう。 かにする場合には、前述したようであることを明示する いたする場合には、 が、	 ② 逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建物所有者が、抹消登記を単独したが、民法第三九五条を改正する方向における議論と、新たな制度の創設といい上、山野目案を概観したが、民法第三九五条を改正する方向における議論と、新たな制度の創設といいし、加案の抵当権者の承諾を得た賃借権の登記については、前述したように、全ての抵当権者からにした、法定賃貸借についても、競売手続の中で行われるとのことであるが、その内容を裁判所で定めっまた、法定賃貸借についても、競売手続の中で行われるとのことであるが、その内容を裁判所で定めっまた、法定賃貸借についても、競売手続の中で行われる。 ① 建物登記簿の表示の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であることを明示する記載をする欄を設け、建物所付れば余計に混乱を招くだけであり、しかも、賃借権登記のみならず、抵当権登記にも賃借権を承諾したが、国務登記簿の表示の登記もしくは甲区に賃貸目的建物であるとの登記を単独申請できるものとする。 ② 逆に、賃貸目的建物の登記のある建物をそうでない建物にする場合には、建物所有者が、抹消登記を単独市で定めって)

NII-Electronic Library Service

174 (29) エコノミクス

それでは、いずれの用紙に賃貸目的建物であることを登記するのがよいかというと、やはり表題部の登記用紙に賃
やはり特別の登記用紙を必要とする。
であっても、特別の登記用紙が必要になり、甲区欄に設けるとすると、所有権の登記と見分けがつかなくなるので、
賃貸目的建物であるということは、登記簿の表題部か、甲区欄に記載欄を新たに設けるというのであるが、表題部
付与という点にある。
この試案の特徴は、やはり抵当権者全員の同意書を添付した「賃貸目的建物用の登記」を利用した賃借権の対抗力
松岡教授の試案は、「所有者主導型賃貸目的建物登記論」である。
(二) 検 討
する。
⑧ 不適切な使用や問題のある賃借人の入居に対しては、抵当権に基づく管理制度や民事執行法上の保全制度の充実に期待
⑦ その他の点では、買受人と賃借人との関係には借地借家法を適用するものとする。
金・保証金返還債務の額も、平均的な額に限定するものとする。
⑥ 賃料の前払いなど賃料債権の事前処分を一ヶ月の限度でのみ買受人に対抗できるものとし、買受人に引き受けられる敷
載するものとする。
⑤ 賃貸目的建物の登記があるか否かは、宅地建物取引業法三五条で説明すべき重要事項に明記し、不動産広告などにも記
し、建物所有者及び賃借人に対して、買受人は引渡命令による明渡しを求めることができるものとする。
④ 賃貸目的建物の登記のない建物については、抵当権設定登記後に設定された賃貸借は、抵当権者に対抗できないものと
る限り、抵当権者に対抗できるものとする。

(30) 173

貸目的建物用を創設し、これに賃貸目的建物の表示登記をするのがよりベターであるものと思う。その内容は、賃貸
部分のそれぞれの区分及び賃借人の氏名など、特定の表示にふさわしいものとする。その上で、権利の登記は乙区の
賃借権の登記を利用するのがよいのではないかと思われる。しかし、松岡試案は、権利単位で登記するものではなく、
建物単位で登記するという考え方であるから、そうすると、賃貸目的建物用の甲区と乙区を創設し、ここにそれぞれ
所有権と賃借権の登記をすることになるであろう。そうすれば、従来の乙区の賃借権登記(正常型には殆ど存在しない
が)との見分けがつきやすくなる。予算という点を考えるなら、乙区の賃借権登記を改良して使うのが望ましいという
ことになり、理想としては、松岡試案を更に徹底した賃貸目的建物用の登記を整備すべきものと思う。
しかしながら、斯様な登記用紙の創設及び登記の実施には、やはり、かなりの手間がかかるであろう。ましてや、
従来からの賃貸物件の全てにこの制度を導入するとなると、その手間たるや想像に難くない。また、現在においては、
電磁記録式の登記を推進しているが、この点においても大変であるのに、また、違う書式を用意するとなると、新規
分の申請と既存分の転記(転記の転記も考えられる)とで二重三重の負担となるので、かなりの労力を要するのではな
いかと思われる。
いずれにしても、この松岡試案は、骨子案であり、まだ内容を「細部にわたって詰めていない」という点において
粗い点もあるが、抵当権者全員の承諾書を取るという点において徹底しており、妥当性がある。ただ、民法第三九五
条を改正するという観点からは遠く離れていってしまい、つまり、政府の方針どおり、その廃止を基本としていると
いう点においては、私見とはやや距離を置いた議論となる。

Kyushu Sangyo University

172 (31) エコノミクス

五 小 括
以上概観してきたように、現時点における各種試案は、民法第三九五条の改正を基本とするものと、その廃止を基
本とした新たな制度の創設を標榜するものとに分かれているものということができる。それぞれの試案にはそれぞれ
の思惑があり、また、基本的には全てよく考えられた力作揃いであるようにも見える。今後、それぞれの試案に対し
て批判の目を向け、そして、買受人と賃借人との利害をうまく調整していくことができれば、いずれの案でも妥当な
制度となりうるのではないだろうか。
ただ、抵当権者同意型賃貸借の場合において、賃借権に対抗力を付与するための登記制度については、まだ見解が
区々であり、全く統一が取れていないというのが現状である。この点を如何に考えるかは今後の課題であるが、近い
うちに統一ある見解を出さなければ、改正論議をした意味はないであろう。
私見は後述するが、正常型の賃借権をその他の賃借権と区別することができ、前者のみを保護することができれば、
制度改正は成功するのであるから、この基本を忘れずに改正論議を闘わせるべきであろう。
第五項(第一三回担保。執行法制部会(平成一四年九月一七日)
その後、第一三回法制審議会担保・執行法制部会において、短期賃貸借の濫用による執行妨害事例が依然として存
在すること、賃借人を保護する制度として合理的に機能していないことを理由として、短期賃貸借保護制度を廃止す
るとともに、新たな賃借人保護の制度(明渡猶予期間、抵当権者の同意により対抗力を与える制度)を設ける方向で制度を

見直す旨の提案がなされた。
まず、明渡猶予期間については、対抗力なき賃貸借による占有者(差押後に占有を開始した者を除く)は、代金納付か
ら三月(又は賃貸借の期間満了のいずれか早い時期)までに限り、当該建物の明渡しを猶予される旨の規定の創設が提案
された。そして、これに関する検討事項として、①賃借人の請求により裁判所が相当の期限を許与することができる
との考え方もあるが(区分所有法六三条五項、借地借家法三五条一項)、明渡猶予の判断が引渡命令の発令段階で行われる
べきであり、その判断はできる限り迅速かつ画一的になされるべきことを考慮すると、一定の要件を満たすと同時に
明渡猶予の効果が発生すべきものと解するが如何に、②当該猶予期間中は占有者と所有者との間において法定の賃貸
借関係が成立するとの考え方もあるが、内容及び効果や如何に、③猶予対象者に差押え後の賃貸借の合意更新による
占有者を入れる一方で、差押え後に新たに締結された賃貸借による占有者は除外するが如何に、④猶予期間を三月程
としたのは競売により覆滅される賃借人の不利益の緩和と買受人の利益保護との比較衡量であるが如何に、⑤明渡猶
予の可否の判断基準として裁量的要素を定めることは判断の迅速性や結論の予測可能性を後退させるおそれがあるが、
この点を如何に考えるかという点が挙げられた。
次に、抵当権者の同意による賃貸借への対抗力付与という制度の創設については、抵当権者の同意を公示する必要
があるとされ、この同意を抵当権設定契約に付された特約として、抵当権設定登記により公示する制度が挙げられ、
次のような制度とその問題点が提示された。
① この制度は、抵当権者と設定者との合意により抵当権に後れる賃貸借に対抗力を付与するものである。
こと許方で「打き木豆、言クションイラント」 打き木でイント・ション

(32) 171

170 (33) エコノミクス

更に、右の制度における問題点として、①斯様な特約により、抵当権の内容を一部変更するものであり、これに後
べきものとされている。
内容に関する条件、賃料前払の有無などが考えられるとされ、この公示しうる事項を如何にして規定するかを検討す
が考えられ、②包括的同意型では、最高額敷金に関する条件、譲渡転貸特約の付加可能性及びこれを付加した場合の
また、公示しうる事項とは、①個別的同意型では、敷金額、譲渡・転貸特約の有無及び内容、賃料前払の有無など
の構成員を除くとするなど、合理的な定めができるかが問題になるとされている。
ての条件、期間に関する条件、賃料の最低額などが考えられるとするが、賃借人としての条件として、暴力団及びそ
事者、期間、賃料額とされ、②包括的同意型では、賃貸借を特定するに足りる事項に関する条件として、賃借人とし
右の制度において公示すべき事項とは、①個別的同意型では、賃貸借を特定するに足りる事項として、契約日、当
公示した事項のみ対抗力を認めることとする。
⑥ 公示すべき事項を欠く公示では対抗力を認めないこととし、これを公示した場合において、公示しうる事項については、
⑤ 公示すべき事項と公示しうる事項は法定する。
に対抗することができるものとする。
④ ①の合意は抵当権設定登記により公示し、事後的な合意はその付記登記により公示することによって買受人等の第三者
き、予め包括的に与えられる場合(包括的同意型)とがある。
③ ①の合意には、個別賃貸借において与えられる場合(個別的同意型)と、一定条件の下に当該条件を満たす賃貸借につ
た部分の全部を目的とする賃貸借に限られ、これらの一部を目的とする賃貸借には適用しない。
② この制度の対象は、一棟の建物の全部、または、区分所有建物として登記された建物の一個の区分所有権の目的とされ

建物の Ę る関係上、 れる賃貸借に対する優先権を喪失させるものであること、②この合意は事後的に付加することができるものであるこ という内容である。 った事柄が挙げられてい る登記制度の創設が具体的な形で発表された。 2 し 3 1 ③この場合の抵当権者の同意とは、 か しうるものとする。 1 (ア)建物の各階平面図、 Ĺ 62 ②の内容ファイルには次の内容を登記しうるものとし、このファイルに記載された範囲内で抵当権者 ファイルナンバーに応じた賃貸借契約の内容ファイルを電磁記録で別に登記する 賃貸用建物としての登記欄を設け、 ずれ 額 平成 区画毎の賃貸借契約の内容 撤回権を認めると公示内容が複雑化するので、 賃料前払の有無・金額、 についても設けることができること、⑤この合意は抵当権者の権利の 四年度の日本私法学会拡大ワークショ る。 賃貸部分の表示、 権利金 (賃借人、 これにファイルナンバー、 当該賃貸借に先立つ全ての抵当権者の同意であること、④この制度は土 〔礼金〕の有無・金額、 定期借家か否か、 区画ナンバ 即ち、 ップにおい Ĺ 撤回しえないものとすべきとの考え方があるが如何にとい 面積。 使用目的、 保証金 賃貸部分の区画数を記載する τ 、 吉田光頌教授により、 契約期間、

(共同申請

(買受人)

に対抗

(賃貸人の単

·独申請)。

右の法務省案とは異な

分 ファ また、 イルに記載されなければ対抗力なきものとすることを提案している。 事業用で賃料の一年分を超過して登記することができないようにする旨を提案し、更に、 吉田 光 教授は、 濫用的な賃貸借の登記を排除しうるように、 〔建設協力金〕の有無・金額、 敷金額は、 たとえば、 賃料 共益費の額、 賃借権の譲渡・ 居住用で賃料の四ヶ月 保証金の返還方法) 敷金の有無・ 転貸も 金

169 (34)

部を放棄するという性格を有す

地

ゥス
ל.

註(7) 鎌田薫ほか「座談会・抵当権制度の現状と将来像(一)」NBL七〇〇号(二〇〇〇年)九頁参照。註(6) 生熊長幸「短期賃貸借制度の改正に関して(上)」NBL七三八号(二〇〇二年)四二頁(四三-四四頁)参照。
サイドの考え方で落ち着いてしまうのかという懸念が脳裏をよぎる。
登記とするのであれば、予算的にも人的にも可能であることは手続上明らかであろう。そうすると、結局は、法務省
能性は極めて高い。法務省が主張するように、抵当権設定登記とともに登記するか、事後的に抵当権設定登記の付記
り、この見解に沿った制度が実現できればよいと思うが、予算と人員配置という点において、法務省が難色を示す可
私見は、もし、抵当権者同意型賃貸借制度が本格化した暁には、松岡教授・吉田(光)教授の見解に非常に興味があ
最大のネックになるように思われてならない。
にあるのかという問題があり、理論的には可能であっても、その物的及び人的要素を全て充足しうるのかという点が
創設は、登記実務上本当に可能なのであろうか、より卑属的にいうと、斯様な予算措置及び人員配置の余裕が法務省
右に紹介したように、松岡教授・吉田(光)教授ともに、新たな登記制度の可能性を強調しているが、斬様な制度の
るので、松岡教授の構想のところで述べた私見(思いつき)と近似した考え方ということになろう。
だ、吉田(光)教授の場合には、松岡教授の構想を一歩進め、賃貸借契約の内容は別ファイルに登記するものとしてい
は甲区)に賃貸目的建物用の登記欄を設け、そこに賃貸借契約を丸ごと登記するという方法を主張することになる。た
し、松岡教授の試案と同様であるならば、担保・執行法制部会における法務省案とは異なり、建物登記簿(表題部また
右の吉田(光)教授の発表は、前述した松岡教授の試案に沿うものでもある(吉田教授自身斯様に明言している)。しか

(36) 167

(21) 山野目・前掲「論文」(前掲註〔14〕)銀行法務21六〇一号八頁。	註
(20) 山野目・前掲「論文」(前掲註〔14〕)銀行法務21六〇一号五頁及び一〇頁。	註
(19) 生熊・前掲「論文」(前掲註〔10〕)NBL七三九号二五頁。	註
(18) 生熊・前掲「論文」(前掲註〔10〕)NBL七三九号二四頁。	註
(17) 担保法改正委員会・前掲「試案の公表」(前掲註〔14〕)ジュリスト一二二八号一八五頁。	註
(16) 担保法改正委員会・前掲「試案の公表〔内田貴〕」(前掲註〔14〕)ジュリスト一二二八号二二三頁。	註
ことを予めお断りしておく。	
試案については、それぞれ引用資料からの抜粋である関係上、番号の振り方など、統一の取れていない点があるという	
註(15) 担保法改正委員会・前掲「試案の公表」(前掲註〔14〕)ジュリスト一二二八号一八八頁。なお、以下に掲げる各種	註(
う傾向を見る限り、有力学説は概ねA案に反対であるものと思われる。	
が認められている(山野目章夫「短期賃貸借保護制度の見直し」銀行法務21六〇一号〔二〇〇二年〕四頁〔五頁〕)とい	
章夫教授の「本案」によっても、期間を三年以下とする建物賃貸借のうち、賃借人により使用されているものは対抗力	
の公表」ジュリスト一二二八号(二〇〇二年。以下、「試案の公表」と略称する)一八一頁(一八八頁))、また、山野目	
引渡しがあり、通常の用法による利用がなされているものについて対抗力が認められており(「抵当権法改正中間試案	
(14) たとえば、後掲するように、「担保法改正委員会」の「試案」によると、期間が三年を超えない建物賃貸借のうち、	註
(13) 工藤祐巌「短期賃貸借保護制度の見直しについて」法律時報七四巻八号(二〇〇二年)三一頁(三三―三四頁)。	註(
頁)。松岡教授の見解は、中間試案前の「たたき台」(二〇〇二年一月二二日)に対するものである。	
(12) 松岡久和「いま担保法に何が起こっているのか・第五回」銀行法務21六〇二号(二〇〇二年)五四頁(五九-六一	註(
(11) 吉田克己「短期賃貸借保護制度改正の方向」ジュリスト一二二三号(二〇〇二年)一九頁(二一―二八頁)。	註
(1) 生熊長幸「短期賃貸借制度の改正に関して(下)」NBL七三九号(二〇〇二年)二一頁(二九頁)。	註(
(9) 松岡久和「二〇〇二年私法学会拡大ワークショップ資料」参照。	註(
(8) 鎌田ほか・前掲「座談会」(前掲註〔7〕)NBL七〇〇号一五頁(菅原胞治発言)。	註(

166 (37) エコノミクス

き	とし	註 30	法	註 29	をも	も	る。	註 28	註 27	註 26	註 25	註 24	註 23	註 22
きに検討する価値あるものとして位置付けていた(前掲資料参照)。	して位置付けている。また、吉田(光)教授は、発表の折り、システムとして不可能を強いるものではないし、前向	松岡・前掲「論文」(前掲註〔12〕)銀行法務21六〇二号六一頁は、斬様な制度の創設を現在最も検討に値するもの	学会第六六回大会拡大ワークショップ配付資料参照。	吉田光頌「要綱中間試案の批判的検討―抵当権者同意型賃貸借ないし賃貸目的建物の引受け制度について」日本私	も参照した次第である。	。に、松岡久和教授が同年一〇月一三日に開催された日本私法学会第六六回大会の拡大ワークショップで配付した資料	。この資料は、法務省のホームページからダウンロードし、自身でも編集したが、本稿執筆にあたっては、それとと	以下の説明は、平成一四年九月一七日に開催された第一三回担保・執行法制部会の「資料一六」に基づくものであ	松岡・前掲「論文」(前掲註〔12〕)銀行法務21六〇二号六一頁。	松岡・前掲「論文」(前掲註〔12〕)銀行法務21六〇二号六二頁。	松岡・前掲「論文」(前掲註〔12〕)銀行法務21六〇二号六一頁。	松岡・前掲「論文」(前掲註〔12〕)銀行法務21六〇二号六一―六二頁。	山野目・前掲「論文」(前掲註〔14〕)銀行法務21六〇一号一二頁。	山野目・前掲「論文」(前掲註〔14〕)銀行法務21六〇一号一一頁。

借であり、 設定なしで建築したとしても、 時に更新するか否かを決めるわけである。 当権に後れる日がやってくる。 ある。そうすると、 設定されることが多い関係上、必ず賃貸借契約は抵当権に後れるものとなる。 用以外のテナントビルなどでは長いものもあるが、 建物の賃貸借は、居住用では通常二年契約であり、更新される そもそも、 A 案 は、 A案によると、 第 A案について 第 項 この点は既に執行実務に詳し 現行の短期賃貸借保護制度を全面的に廃止するという案であり、 節 貸しビルや賃貸マンションの場合には、 建 中間 斯様な正常型の賃貸借まで保護しないということになる。 当初は抵当権に優先する賃借権であっても、 物 武案に対する私見 つまり、 その後、 貸家業の拡大を図り、 短期賃貸借と呼ばれているものの多くは、このように所謂 い法曹実務家や研究者の間 せいぜい一〇年程度である。 建築時に建築費を借り入れて建設され、 既存物件に抵当権を設定し、 何しろ短期のものでは二年契約であるから、 (居住用以外の建物でも比較的短期のものが多い)。 では共通認識になっている。 私は以下の理由によりこれに反対する。 従来の判例のように、 また、 そして、この場合にも、 相当資金力ある家主が抵当 資金を借り入れる場合が 完成と同時 抵当権実行後 「正常型」 に抵当 期間 の 賃 貸 必ず抵 この満了 居住 しは更 権が 権 の

165 (38)

_

164	(39)	エコノミクス
-----	------	--------

以上の理由から、私はA案に反対し、これまでの判例・学説の到達点を重視した上で、民法第三九五条の改正とい
にとっては何の関係もない話である。この点においても、A案は採るに値しない。
妨害に利用してきたという現実はあるが、しかし、それは濫用型の賃貸借の話であって、圧倒的多数の正常型賃貸借
るからである。確かに、従来の判例・裁判例の事案においては、街の金融業者が貸金を高額な敷金に置き換えて執行
支払ってある(正確には預けてある)敷金を、既に無資力状況に陥っている賃貸人から返還してもらうことが困難にな
承継しないということになる。しかし、ここに問題が発生する。それは、正常型の賃借人が賃貸人(抵当権設定者)に
更に、敷金の問題もある。賃貸借が全く買受人に引き受けられないということであれば、当然、敷金返還義務をも
ある。 (32)
社会的勢力による占有は、買受け意欲の減退に特に効果的に働くことになる。そして、これらの輩が廉価で買い受け
せることを狙いとした執行妨害が多いということから明らかである。特に、暴力団や悪質な街の金融業者といった反
えなくとも、現実に抵当権設定者から賃借権や使用借権などの設定を受け、占有することにより、買受け意欲を失わ
になる。制度を廃止しても執行妨害は単純にはなくならないものである。それは、法的に抵当権者・買受人に対抗し
法整備も進んでいるところである。ところが、今、民法第三九五条を廃止すれば、これらの努力が水泡に帰すること
執行妨害事案については、既に判例・学説によって解決策が図られているところであり、また、民事執行法による
酷な結果となる。
新を認めず、現に存在する賃貸借契約期間の満了までは待ってやるといった制度にしないと、賃借人にとって非常に

ニ B一案について
期間の定めのある賃貸借については、なるべく保護すべきであるという観点から、本案に賛成する。ただ、正常型
の賃貸借を保護するという観点をもっと重視すべきであるといった留保付きの賛成である。
保護期間の問題については、たとえば、定期借家の場合には、市場において現に五年という期間設定が存在してい
るので、五年以内という案も可能であるものと思う。本案が出るにあたっては、定期借家が念頭に置かれたのであろ
うから、斯様に解することにも妥当性はあるものと思う。つまり、存続期間二年の賃貸借契約でも、競売開始決定と
ともに五年の定期借家権という取扱いを受けるという考え方である。ただ、この場合には、競売開始決定による差押
えの効力発生時から五年と解すべきである。競売手続終結時から五年では長すぎるからである。
また、現行法と同様、存続期間三年限りの対抗であっても、賃借人に悪影響が出なければ、それでもよい。ただ、
三年という場合であっても、右と同様、競売開始決定から三年とすべきである。
更に、たとえば、一〇年といった長期の契約であっても、右と同様競売開始決定から短期の範囲で対抗力を認める
といった制度が望ましい。
しかし、右の期間で賃借権が消滅するとはいっても、賃貸物件においては、賃借人が不存在では話にならないので、
右のいずれの場合であっても、買受人との新規契約を妨げないことはいうまでもない。優良な賃借人を敢えて追い出
す必要はないし、また、新たな賃借人を見つけるまでの負担は買受人にとって重いからである。しかしながら、この

(40) 163

う方向で努力すべきものと思う次第である。

162 (41) エコノミクス

場合には、当該物件の価値をも勘案した上で、裁判所が金額を決定すべきである。
い。したがって、この論点については、賃貸物件の種類に応じて、その地域における平均を勘案すべきであり、この
であり、居住用でも、東京周辺では賃料の二ヶ月分が多く、関西では六ヶ月から一〇ヶ月分、九州では五ヶ月分が多
ものが多く、居住用で二ヶ月分、その他で五ヶ月分などとしているものがあるが、元々、敷金額は地方によって区々
範囲内において、買受人が引き受けるべきものとすべきである。有力説の中には、敷金引受額の話を具体的に挙げる
最後の敷金返還義務については、賃料との関係、賃貸物件の用途などを勘案の上、裁判所において妥当と判断する
易に認めるべきである。
が明け渡さないときには、引渡命令(民執法八三条)の対象とすべきであるということは当然であり、また、これを容
な、非更新・解約の場合における六ヶ月という明渡猶予期間は適用除外とすべきである。この場合において、占有者
り、この場合には、与えられた保護期間が満了するという関係上、借地借家法二六条、二七条に規定されているよう
建物の明渡しについては、期間満了後、遅滞なく明け渡さなければならないということを明記すべきである。つま
れないケースについて、解除請求を広く認めるべきものと思われる。
害するケースもあることから、解除請求の対象には対抗力の有無は無関係とし、抵当権者が事実上優先弁済を受けら
補足説明によると、賃貸借の対抗力の有無が取り沙汰されているが、対抗力なき賃貸借が抵当権者の優先弁済権を侵
抵当権者に損害を及ぼす賃貸借の解除請求については、従来の解釈を十分に活かすべきである。中間試案及びその
これが悪用される可能性があるからであり、また、新規に契約させるだけで十分だからである。
場合であっても、あくまでも買受人との新たな契約とすべきであり、従前の契約の更新を認めることは妥当ではない。

三 B二案について
留保付きであるにせよ、B一案を妥当と解する以上、本案については反対する。
特に、本案は、抵当権に後れる賃貸借であっても、原則として、全て買受人が引き受けることとし、売却後六ヶ月
程度で明け渡させるという考え方になるが、斯様な明渡猶予期間の設定は、期間の定めの有無や正常型・非正常型を
問わず、あらゆる賃借人に占有を許すということであり、これでは執行妨害の排除には役に立たず、また、明渡猶予
期間では短期に過ぎ、却って正常型の賃借人にとって酷に過ぎる。斯様な理由から、B二案には反対する。
第二項土地
中間試案は、抵当権に劣後する土地賃貸借を完全に抵当権者や買受人に対抗しえないものとしており、土地につい
ては、短期賃貸借保護制度を完全に廃止するものとしているが、廃止にあたっては、これによるメリットをより明確
にすべきものと思う。
従来から、賃借権付き農地(小作地)の場合には、買受適格制度があり、競売手続において支障が出ている。この場
合には、元々、短期賃貸借の保護、即ち、対抗力の有無には関係のないところで競売に支障が出ているのである。即
ち、対抗力なき農地賃貸借の場合であっても、買受人が当該小作人に限定されるというデメリットがあるので、当該
小作人が買い受けを拒否すると、競売手続においては買受人が存在しないことになり、その結果、必然的に最低売却
価額が下落する。従来から、この買受適格制度が悪用されてきたという現実がある。したがって、短期賃貸借保護制

(42) 161

民法第三九五条の改正私案を提示する。

(44) 159

短期賃貸借保護制度の改正問題について

土地の短期賃貸借保護については、これを認めても認めなくとも変わらないというのであれば、認めないという方
とだけは指摘しておく。
り、正常型建物賃借人の保護がおろそかになる可能性があるのであって、弱者保護という観点に欠けているというこ
論しようとも、抵当権者同意型賃貸借の創設は、抵当権者・買受人を中心とし、これらの保護を中心とした議論であ
い。ただ、松岡教授・吉田(光)教授の提示された見解は検討に値するものと思われる。しかし、如何なる方向で議
自身の考え方を提示するという方向性で考えたものであるから、抵当権者同意型賃貸借に関する考え方は示していな
提案理由は、本稿において前述してきたところから明らかである。また、この私案はあくまでも中間試案に対する
ができる。
④ 抵当権者に損害を及ぼす占有者があるときは、抵当権者は、当該占有者に対し、建物の明渡しを請求すること
ることができる。
③ 抵当権者に損害を及ぼす建物賃貸借は、その対抗力の有無に関わらず、抵当権者が裁判所にその解除を請求す
3°
② 買受人は敷金を引き受けるべきものとする。但し、その金額は裁判所が適正と認める範囲内で定めるものとす
人は直ちに建物を買受人に明け渡すことを要する。借地借家法二六条ないし二八条の規定はこれを適用しない。
から五年間(または三年間)だけ存続すべきものとする(正常型建物賃貸借の保護)。この期間の経過後は、賃借
占有しているときは、当該賃貸借は、その存続期間の長短に関わらず、競売開始決定による差押えの効力発生時
① 抵当権設定後に対抗要件を具備した建物賃貸借につき、期間の定めがあり、かつ、賃借人が通常の用法に従い

158 (45) エコノミクス

向で議論を続行し、ただ、農地の買受適格制度の見直しはぜひ行うべきものと思われる。
第五節結一語
これまで述べてきた内容から、最近における短期賃貸借保護制度の改正問題に関する全体像は浮き彫りになったも
のと思う。
短期賃貸借保護制度は、ボアソナード草案及び旧民法にその萌芽を現し、現行民法において旧民法の規定が修正の
上採用されて今日に至ったものであるが、裁判において濫用事例があまりにも目立ちすぎたため、全くの悪玉扱いさ
れ、今日、政府・法務省によって葬り去られようとしているものである。我々研究者の研究成果もあまり考慮されて
いないように思われる中、制度改正論議ではなく、制度廃止と新たな制度創設という話に換えられてしまっている。
しかし、制度改正論議の中でも、正常型の賃貸借保護は可能であり、買受人の保護もまた可能である。しかしなが
ら、今日の議論の中に現れてきた法務省の提案に係る抵当権者同意型賃貸借制度は、あまりにも買受人サイドの利益
保護という観点からのみ提案されてしまっているように思われてならない。
短期賃貸借保護制度は、本来ならば決して悪玉扱いされるような制度ではなく、濫用事案が続出したのは、濫用の
余地を放置したまま近時にまで至った立法の怠慢の結果であり、漸く最近になって数々の民事執行法規定の改正とい
う方法によって立法措置が執られてきたばかりなのである。その矢先に日本経済の再生という論議のついでにという

脱稿後、本稿の問題点に関する新聞報道に接したので、再校時に註(5)を追加し、紹介した。〔追 記〕	(二〇〇二年一二月稿)のない制度となることを願ってやまない。	右の如き主張を繰り返していても、今後、議論の中心は、抵当権者同意型賃貸借の創設に移ってしまうのであろう	りもむしろ後退感のほうが強い。私見は今でも改正論議に立ち戻るべきであるという立場を堅持するものである。	地上権・短期賃貸借保護制度といったところの議論が整序されつつあったにもかかわらず、制度の廃止とは、前進よ	案事項であった抵当権に基づく物権的請求権や、抵当権の効力に関する多数の制度、その中でも物上代位制度や法定	用、目光客にフロシス度」。 し、糸スロアイフィヨン、ミンマン・シーン
(二〇〇二年一二月稿)のない制度となることを願ってやまない。			議論の中心は、	議論の中心は、	こも、今後、議論の中心は、抵当権者同意型賃貸借の創設に移ってしまうので私見は今でも改正論議に立ち戻るべきであるという立場を堅持するものであいったところの議論が整序されつつあったにもかかわらず、制度の廃止とは、	賃 る も の 貸 と か 制 借 い か 度 の う わ

(46) 157